令和８年度 東京都予算等に対する要望書

三 多 摩 建 設 業 連 合 会

令和７年８月２９日

東　京　都　知　事
　小　池　百　合　子　様

三 多 摩 建 設 業 連 合 会
会　長　白　石　勝　也

一般社団法人 北多摩建設業協会
会　長　白　石　勝　也

一般社団法人 南多摩建設業協会
理 事 長　森　屋　義　政

一般社団法人 西多摩建設業協会
理 事 長　岩　浪　岳　史

令和８年度 東京都予算等に対する要望書

平素より三多摩建設業連合会に対して格別のご指導ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当連合会は、上記三団体で構成されており、地域に密着した中小建設業団体として、会員各社は社会的使命を認識し、東京都との緊密な連携を通して都民が安心して生活できる社会作りと地域経済の発展に鋭意取り組んでいます

令和８年度の予算編成にあたりまして、前年度に増して多摩地域に特段のご理解とご高配を賜りたく、要望書を提出させて頂きます

団体名　三 多 摩 建 設 業 連 合 会

要　望　事　項
一．公共事業費の確保と予算の執行について １．　全国各地にて台風や局地的な集中豪雨などの異常気象による大規模災害が発生している。災害被害より都民の生命財産を守るための対策としての河川整備事業(調節池・護岸・堤防など)・橋梁整備事業(耐震補強など)・道路災害防除事業(砂防など)・交通安全施設事業(都道の無電柱化など)、また、首都直下型地震対策には引き続き事業費の増額を要望します。 ２．　多摩地域住民の安全性・利便性向上、産業の活性化を促進するための道路事業に対し、前年度を上回る事業費の優先確保をお願いします。 ３．　これらの公共事業費の確保に併せて、予算化された公共事業費の確実な執行をお願いするとともに執行率を上げて頂きたい。また、第３次担い手３法に合わせた予算を確保して頂きたい。

団体名　三 多 摩 建 設 業 連 合 会

要　望　事　項
二．地元中小建設業者の受注機会の確保について １．　最近、東京都においては、土木・建築工事ともに大型案件が多く発注されていますが、中小企業の受注機会確保と工事実績の確保のため、地元中小業者とのＪＶ案件として発注していただきたい。 　なお、総合評価方式において、第２グループに地元中小業者が参加した場合は、現行の加点評価よりさらに加点を増やして発注していただきたい。 ２．　東京都においては、従前よりゼロ都債などの活用により、工事の発注・施工時期の平準化を図っていただいております。引き続き債務負担行為を活用するなど、なお一層の発注・施工時期の平準化に向けた取り組みを要望します。 ３．　事務所発注の土木工事については、特別な場合を除き大企業及び他県本店業者を除いた指名制度にしていただき、災害時における地元中小企業の育成につながる案件にしていただきたい。

団体名　三 多 摩 建 設 業 連 合 会

要　望　事　項
三．入札・契約制度について １．　入札・契約制度が本格導入され、東京都の基本的考え方として、多数の企業に広く受注機会を確保し、競争性を確保することとされています。しかしながら、災害時の緊急工事に対するＢ等級以下の地元中小建設企業の受注実績が減少しております。また、過去の実績が少なく今後企業努力し、格付けを上げようとする中小建設企業の育成につながるＪＶ制度の義務化を含め、新たな制度構築をお願いいたします。 ２．　予定価格の事前公表について、積算の負担軽減の観点から、建築 4.4 億円未満、土木 3.3 億円未満の価格帯の案件では見直しが行われましたが、多くの中小企業が入札に参加している、A 等級の価格帯(予定価格 9 億円未満)の工事案件まで事前公表を拡大して頂きたい。 ３．　東京都では入札・契約制度改正として、契約前の「入札段階」での制度改正が中心となって行われておりますが、設計変更など契約後の「施工・精算段階」の制度改正が少ないように思われます。昨今の都発注工事において設計変更に絡む問題が非常に増えており、「施工・精算段階」の制度について改めて見直しを図って頂きたい。

団体名　三 多 摩 建 設 業 連 合 会

要　　望　　事　　項
４．　東京都における総合評価方式は、品質確保を図るという制度に一定の理解をしております。しかし事務所発注の土木工事については、新規参入や工事実績のない地元中小企業、また実績はあるが、一度でも点数（評価）を落とした企業は、例え技術力があっても、現状ごく一部の高い評価点を維持する業者が受注を独占し続けて、ほぼ落札に至りません。そこで求めたい対応として、価格競争による入札の発注比率を上げ、総合評価の割合を３割程度まで下げて頂きたい。ある程度割合が下がっても、施工品質を上げようとする意欲は維持されます。現状の制度のままでは、長期的にみて、災害時等に対応できる各地域、地元の業者数が減少します。 ５．　スライド条項運用実績が建築工事に比べ土木工事の件数が少ないように思っています。工期・契約金額・工種・材料の違いがあると思いますが、担当部署に周知徹底し、受注者と調整していただきたい。 ６．　今年４月の地方自治法施行令改正により、随意契約の限度額が引き上げられました。現在、中小・零細企業は経営が立ち行かない企業が急速に増加しているとともに、公共工事離れの企業も多数見受けられます。今回の随意契約改正を積極的に活用して、地元中小・零細企業の育成に協力をお願いいたします。いつ起こるか分からない首都直下型地震などの災害時に応急措置を踏まえ活動するのは地元中小建設企業だと考えています。

団体名　三 多 摩 建 設 業 連 合 会

要　望　事　項
四．　働き方改革の推進について １．　働き方改革達成に向けて、工事発注に当たっては時間外労働・週休二日制を考慮した余裕を持った適切な工期設定がされておりますが、必要な労務費や経費の補正などの更なる予算措置(積算)をお願いします。 　とりわけ、週休２日工事における設計労務単価の補正係数は、1.05 となっていますが、建設現場の技能労働者の給与体系は依然として日給月給制がほとんどであり、これまでの週６日間労働と同様の賃金を支払うためには、労務費の補正係数が 1.2 以上必要であることから、更なる労務費引き上げを要望します。 ２．　東京都では工事・検査関係書類の削減・簡素化について「削減・簡素化が可能な工事・検査関係書類」を策定し、受注者等提出書類の処理基準が改正され、運用が開始されております。引き続き、より一層の「書類の削減・簡素化」を進めて頂きたい。 ３．近年の気候変動により、熱中症から労働者の安全を守るため、定期的かつ複数回の休憩時間の確保や工事休止などの対策が必要となっています。令和７年６月から企業における熱中症対策が義務化されたことから、工事現場においても工期の見直しと熱中症対策費の対象工種を拡大していただきたい。特に屋上防水や舗装工事等、高温環境下での作業が避けられない工種においては、熱中症リスクが著しく高いため、作業時間の制限を含めた工種ごとの

団体名　三 多 摩 建 設 業 連 合 会

要　望　事　項
対策について検討をお願いします。 また、気温の上昇が予め予想される工事においては、熱中症対策に要する費用が適切に反映されますよう、補正係数を予め発注時の設計価格に組み込んでいただきたい。 さらに「熱中症警戒アラート」発令時には、発注者側から工事中止指示の発出や工事中止に伴う費用の実費精算等をお願いしたくこれらの施策に対する予算確保を要望します。 ４．働き方改革推進に向けて現場での土日閉所が進むことにより、特に養生期間を必要とするコンクリート需要が週末に集中して供給不足から工期に影響する状況があり、令和６年４月よりの建設業における時間外労働時間の上限規制によりコンクリート圧送工事業、建設揚重業においても自社から現場までの回送時間が労働時間に含まれることから現場での標準作業時間の要望が上げられています。また、輸送業においても同様な労働時間の規制の中、輸送コスト高騰や納期の遅延が発生しています。働き方改革を進める上でも、実態を踏まえた設計変更や工期の補正等の対応を要望いたします。